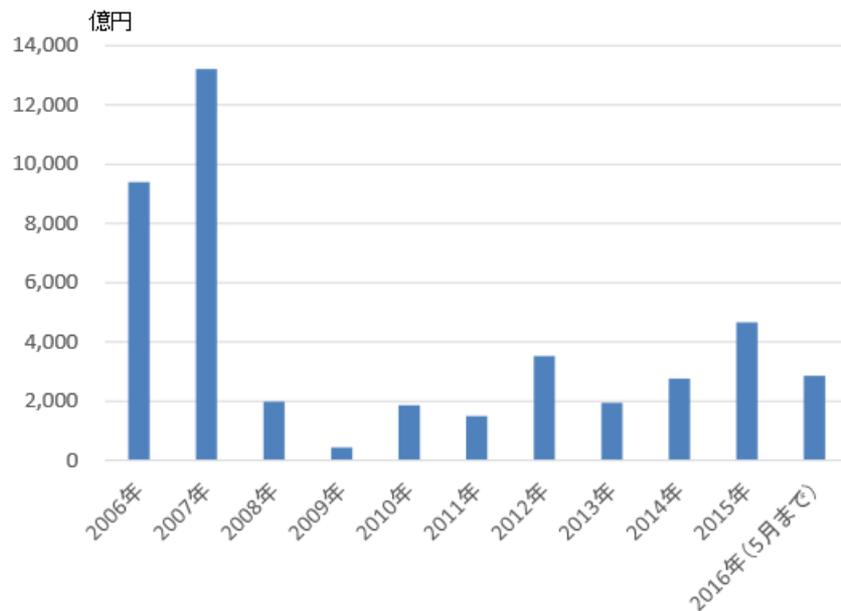


第1章	私募債とは何か
第2章	個人向け金融商品としての利用
第3章	金融商品としての課題
第4章	私募債に対する期待とその可能性について

証券会社による私募債引受額推移と私募債の定義



社債管理会社不設置

50名未満の投資家
(一般投資家の場合)

譲渡制限付き

会社法上のすべての
会社が発行可能

